平成３０年（フ）第４６５号
京都市南区東九条宇賀辺町78番地　小林アパート２階
債務者　久木野ヒサエ
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３８０号
大阪府松原市北新町６丁目70番地の６（102号）、前住所堺市北区東浅香山町２丁250番地６　高川ハイツ103号
債務者　松田　俊信
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４３５号
堺市北区新金岡町２丁３番33―310号
債務者　田村　敬子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
山口県周南市大字栗屋1247番地の３
債務者　弘中　一治
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第２４号
新潟県村上市七湊1599番地７　グリーンハイム104
債務者　露木　春香
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第２６号
新潟県新発田市御幸町１丁目９番６号
債務者　乙川　正樹
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第３２号
新潟県村上市藤沢287番地７
債務者　阿部眞智子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第１３４１号
大阪府門真市石原町17番７号
債務者　徳重　靖子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５２５号
大阪府寝屋川市葛原１丁目35番９号（104号）
債務者　堀西　政志
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７６６号
大阪府門真市大倉町４番10号　アップルコート205号
債務者　熊野　泰子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７６８号
大阪府東大阪市高井田16番３号　コーポフェルメール　301号
債務者　田上　利明
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７８９号
大阪市平野区瓜破５丁目４番28号
債務者　橋本　芳治
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８１４号
大阪府東大阪市西堤本通西２丁目４番８号　サンビレッジデグチ　Ｃ―102
債務者　寺澤　優子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８６２号
大阪府豊中市庄内栄町２丁目３番15号
債務者　澤近　晶子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９４５号
大阪市福島区鷺洲３丁目１番２―507号
債務者　堀　美枝子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９４６号
大阪市鶴見区今津中２丁目５番２―805号
債務者　小川三香子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８０号
奈良市桂木町11番507号
債務者　奥井　孝志
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１０１号
奈良市神殿町143番地の９
債務者　吉田　輝美
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
奈良地方裁判所